

教職員各位

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営ガイドライン

学校法人 麻生塾

新型コロナウイルス感染防止のため「緊急事態宣言」が発出されたが、学校の最低限の対応のために教職員の出勤体制を整える。

出勤する各教職員は、新型コロナウイルス感染症の罹患防止のため、下記ガイドラインに従った学校運営をすること。

記

1. 検温、風邪症状の有無の確認

教職員の体調チェック・検温については、以下の文書を参照すること。

「教職員・来校者の体温管理及び体調管理について」

2. 教務室の消毒

学校玄関、業務を行う部屋の「ドア」「ドアノブ」「机」等、人が触れる場所を消毒すること。

- ① 午前・午後各1回以上は消毒を行うこと（各部署で担当を決めること）
- ② 消毒液は、ハイター等の塩素系洗剤を薄めた物を使用するかまわない。
- ③ 消毒液は法務グループ（1号館1階教務室内）にて保管（必要に応じて配布：希望部署は申し出る
こと）

3. 手洗い、咳エチケットの指導、マスク着用の徹底

- ① 来校者には各号館にてアルコール消毒薬にて手指消毒をさせること。
- ② 教職員は、教務室・事務室・教室に入る前にアルコール消毒薬にて手指消毒をすること。
なお、石鹸で30秒以上手洗いを行うことにより、これにより、アルコール消毒と同じ効果が得られるとのこと。
- ③ 学生・教職員は咳エチケット（これらは以前チラシ送信済み）を確実に行うこと。
- ④ 学生・教職員はマスクを着用すること。

4. 感染防止の3条件を徹底すること（三密を忌避するように徹底指導）

①密閉空間を作らない、近づかない。

教室、教務室、事務室では、定期的に必ず換気をすること。

<目安>

授業では、45分に1回5分程度の換気を行うこと

教務室、事務室の場合には、1時間に10分程度の換気を行うこと。

②人が密集する機会場所を作らない、近づかない。

人数の多寡にかかわらず、学生や教職員が集団として集まる場所は作らないこと。

学生の着席については、可能な限りのスペースをあけて着席させること。また、教職員の場合には、なるべく接近した着席をさけること（事務室スペースが限られていることから、各校、各部署にて工夫すること）。

③人が密接して会話をするような場所を作らない、近づかない

学生や教職員に関わらず、密接して会話をするような機会は避けること。指導や打合せ等やむえない場合には、必ず、互いにマスクを着用すること。

学生、教職員を問わず、以上の「3密」忌避を徹底させる（する）こと。

以上